

島根県社会福祉士会 委員会設置規程

2020年4月1日制定

(趣旨)

第1条 島根県社会福祉士会の事業活動組織である委員会の設置に関する事項を定め、委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員)

第2条 委員会の委員は会員の希望により所属でき、理事会において承認する。

- 2 委員会に委員長1人、副委員長若干名を置く。
- 3 委員長は理事会においてを選任される。
- 4 副委員長は委員長の指名により選任される。

(委員会の招集)

第3条 委員会は、必要に応じ会長の承認を得て、委員長が招集する。

(設置する委員会)

第4条 次の委員会を設置する。

- (1) 組織広報・ユース委員会
- (2) 生涯研修センター
- (3) 権利擁護委員会
- (4) 子ども家庭委員会
- (5) ソーシャル・インクルージョン委員会

附則

1. この規程は、2020年9月1日から施行する。